

魚津市立小学校の規模適正化推進計画(素案)

平成26年1月

魚津市教育委員会

目 次

これまでの経過と素案策定の目的	1
1 小学校の現状	2
(1) 小学校の児童数・学級数の推移（昭和 56 年度と平成 25 年度比較）	
(2) 今後の小学校児童数の推計（平成 25 年度～平成 31 年度）	
(3) 今後の小学校学級数の推計（平成 25 年度～平成 31 年度）	
(4) 将来的な児童数の推計	
2 学校施設の状況について	5
(1) 耐震化の状況について	
(2) 老朽化及び質的整備の状況	
(3) 管理運営経費の状況	
3 通学の状況について	6
(1) 通学区域	
(2) 通学区域変更の基準	
(3) 通学区域の状況	
4 魚津市の目指す学校教育の姿	7
5 小学校の規模適正化に向けての基本方針	8
(1) 適正規模についての基本的な考え方	
(2) 学校の適正規模	
6 小学校の規模適正化に向けた学校統廃合の枠組みと目標年度	9
7 学校規模適正化を図るための基本的事項	10
(1) 統廃合前の事前交流の実施について	
(2) きめ細やかな教育の充実	
(3) 校名、校歌、校章等について	
(4) 通学手段について	
資料 学校統廃合計画図式	11

これまでの経過と素案策定の目的

少子高齢化の急激な進行に伴い、児童・生徒の教育環境の整備を図るという視点から学校規模の適正化に向けた様々な取組が全国各地でされています。

魚津市でも少子化に伴う様々な課題に対処するため、平成17年6月に魚津市学校教育審議会（以下「審議会」という。）を設置、諮問し、平成18年12月に答申を受けました。以後、地区説明会を実施するとともに各地区検討委員会からの意見書の提出などを経て、平成21年9月に将来的に小学校を7校に再編することとする「魚津市小中学校の規模適正化基本計画」を策定しました。

この基本計画に基づき、平成24年4月に坪野小学校と松倉小学校が統合したものの、当初想定した以上の少子化の進行により、基本計画に定めた統廃合の枠組みでは目指すべき学校規模の達成が困難となり、早急に基本計画を見直すことが必要な状況になってきました。また、保護者や地域住民の方々、市議会等からも将来を見据え、更に大きな枠組みでの統廃合を行うべきとの意見が多く寄せられるようになりました。

こうしたことから、魚津市教育委員会では、平成25年度に基本計画の見直しを行うこととし、平成25年10月に審議会を再度設置し、「魚津市立小学校の適正規模に関する基本的な考え方と適正配置並びに適正化に向けた学校統廃合の具体的な方策」について諮問を行いました。審議会では、4回にわたる審議と学校視察が行われ、平成25年12月に答申をいただきました。

答申では、具体的な小学校の統廃合の枠組みと目標年度に加え、統廃合を行う場合の通学手段や通学時の安全確保、教育環境の充実、地域コミュニティへの配慮についても対応を求められました。一方で、中学校については、将来的にも適正な規模を維持することが見込まれることから統廃合の議論は必要ないとの確認がされました。

学校教育においては、豊かな自然環境や教育資源などの地域特性を生かし、「知・徳・体」の調和のとれた教育を進め、他人と協調しつつ自立的に社会生活を送ることができる子どもたちを育てることが求められています。一方で、学校における学級数や児童・生徒数といった規模要因は学校がその機能を十分に発揮するために極めて重要な要素です。

したがって、学校が著しく小規模化した場合には、学校教育や学校運営に少なからぬ影響を及ぼすことは明らかであり、児童・生徒にとって望ましい学校規模について明確な方向性を示すことが求められています。

学校の統廃合は、本市の将来を担う子どもたちにとって、より良い教育環境を整備し、教育効果の向上を図ることを目的とするものであります。審議会の答申を最大限に尊重し、魚津市教育委員会では学校規模の適正化に向けて、ここに「魚津市立小学校の学校規模適正化推進計画（素案）」としてまとめました。

この素案をもとに保護者や地域の方々の意見を十分聴きながら推進計画の策定を進めたいと考えております。

平成26年 1月
魚津市教育委員会

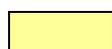
1 小学校の児童数、学級数について

(1) 小学校の児童数・学級数の推移（昭和 56 年度と平成 25 年度比較）

小学校の児童数は、昭和 56 年度のピーク時（第 2 次ベビーブーム）に比べて、小学校で 5,258 名から平成 25 年度の 2,212 名（△58%）と大きく減少しています。学級数は昭和 56 年度の小学校学級数 172 学級に対して、平成 25 年度には 97 学級（△75 学級）になっています。

各小学校別（昭和 56 年度と平成 25 年度を比較）でみると、児童数の著しい減少傾向がみられたのは、大町小学校が 627 名から 102 名と 525 名の減（△83.7%）、村木小学校が 553 名から 98 名と 455 名の減（△82.3%）、西布施学校が 161 名から 48 名へと 113 名の減（△70.2%）などとなっており、12 校中半数の 6 校が 50%以上の減少となっています。

学校名	児童数（人）				学級数（普通）		
	S 56	H25	増減	S 56 比	S 56	H25	増減
大 町	627	102	△ 525	16.3%	19	6	△ 13
村 木	553	98	△ 455	17.7%	17	6	△ 11
住 吉	307	157	△ 150	51.1%	12	6	△ 6
上中島	175	66	△ 109	37.7%	7	6	△ 1
松 倉	81				6		0
(坪 野)	35	66	△ 53	55.5%	3	6	△ 3
(白 倉)	3				2		△ 2
上野方	288	129	△ 159	44.8%	11	6	△ 5
本 江	853	438	△ 415	51.3%	23	14	△ 9
片 貝	112	57	△ 55	50.9%	7	6	△ 1
吉 島	910	481	△ 429	52.9%	24	15	△ 9
道 下	584	343	△ 241	58.7%	18	12	△ 6
西布施	161	48	△ 113	29.8%	7	5	△ 2
経 田	569	227	△ 342	39.9%	16	9	△ 7
計	5,258	2,212	△ 3,046	42.1%	172	97	△ 75

 は小規模校、  は過小規模校

なお、学校規模については、小学校は学校教育法施行規則第 41 条（第 79 条で中学校に準用）において「小学校の学級数は 12 学級以上 18 学級以下を標準とする。」としています。

また、文部省助成課（昭和 59 年）資料「これからの学校施設づくり」のなかで、学校の基本的条件を充たすための指標として学校規模を学級数別に分類し、12 学級以上 18 学級以下を適正規模とし、6 学級以上 11 学級以下を小規模校、5 学級以下を過小規模校としています。

(2) 今後の小学校児童数の推計（平成 25 年度～平成 31 年度）

今後 6 年間の小学校の児童数を現在の住民登録を基に予測すると、児童数は市全体で 15%減少します。校区によっては、著しく減少する校区が見られます。

平成 25 年 5 月現在（人）

学校名	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	増減	減割合
大町	102	85	76	73	62	50	51	△ 51	△ 50%
村木	98	102	103	101	96	98	96	△ 2	△ 2%
住吉	157	173	184	182	176	181	165	8	5%
上中島	66	62	61	66	56	55	60	△ 6	△ 9%
松倉	66	61	54	55	53	46	37	△ 29	△ 44%
上野方	129	122	107	104	93	91	89	△ 40	△ 31%
本江	438	433	439	413	424	393	390	△ 48	△ 11%
片貝	57	53	47	42	39	35	31	△ 26	△ 46%
吉島	481	454	458	468	455	418	424	△ 57	△ 12%
道下	343	355	328	336	311	314	315	△ 28	△ 8%
経田	227	213	202	189	176	185	184	△ 43	△ 19%
西布施	48	47	46	43	44	41	33	△ 15	△ 31%
合計	2,212	2,160	2,105	2,072	1,985	1,907	1,875	△ 337	△ 15%

(3) 今後の小学校学級数の推計（平成 25 年度～平成 31 年度）

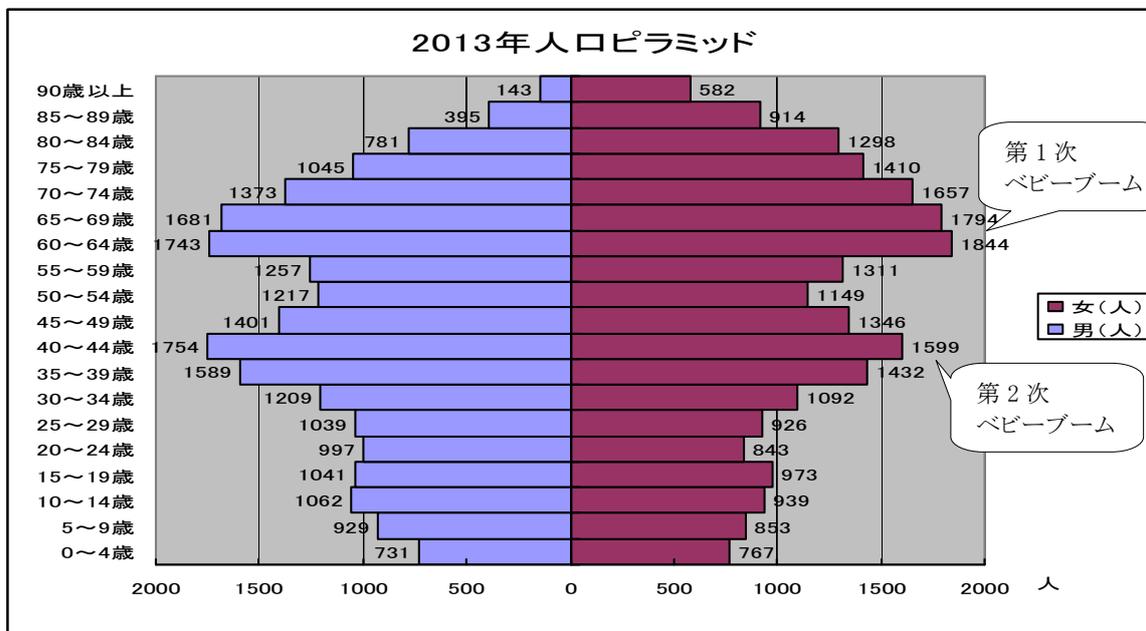
今後 6 年間の小学校の学級数を児童数の推計から予測すると、市全体で 14 学級減少します。平成 24 年度から複式学級編成となっている西布施小学校のほか、平成 26 年度に片貝小学校が、平成 28 年度に松倉小学校、平成 30 年度に大町小学校、平成 31 年度に上中島小学校が複式学級編成となることが見込まれます。

学校名	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	増 減
大 町	6	6	6	6	6	5	5	△1
村 木	6	6	6	6	6	6	6	0
住 吉	6	6	6	6	6	6	6	0
上中島	6	6	6	6	6	6	5	△1
松 倉	6	6	6	5	5	5	4	△2
上野方	6	6	6	6	6	6	6	0
本 江	14	14	15	15	15	14	13	△1
片 貝	6	5	5	4	4	4	3	△3
吉 島	15	15	16	16	14	12	13	△2
道 下	12	12	12	12	12	12	12	0
経 田	9	8	7	6	6	7	7	△2
西布施	5	5	4	4	4	4	3	△2
合 計	97	95	95	92	90	87	83	△14

は小規模校、
 は過小規模校

(4) 将来的な児童数の推計

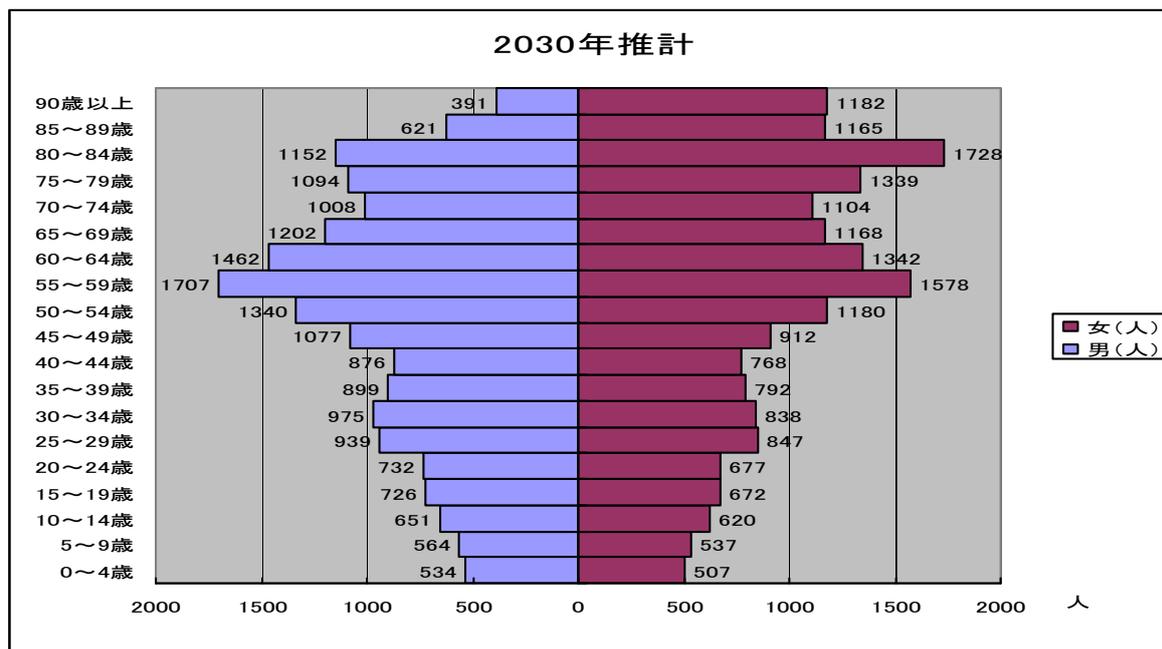
2013年（平成25年）の人口構成をみると、第2次ベビーブーム世代が子育て期にあり、10歳以上の生徒数の減少傾向は一時的に横ばいとなっていますが、今後、この世代が子育てを終え始めると急激に児童生徒数が減少しはじめ、魚津市の小学校の児童数は、10年後には1,700名を割り込み、20年後には1,100名まで減少することが予想されます。



住民基本台帳人口（平成25年10月）

国立社会保障・人口問題研究所が平成25年3月に発表した魚津市の人口推計によると、2030年（平成42年）には総人口が36,906人となります。うち0歳から14歳までの年少人口が3,114人（総人口に占める割合9%）に対し、65歳以上の高齢者人口は12,950人（同38%）となります。

なお、この頃には年間出生数は200人を下回ることが予想されます。



国立社会保障・人口問題研究所発表資料（平成25年3月）

2 学校施設の状況について

現在、学校施設は、耐震化をはじめ、老朽化、バリアフリー化、情報化、多様な学習活動等への対応、環境への配慮などの様々な課題を抱えており、より効率的に適切な維持・改善を図っていく必要があります。

(1) 耐震化の状況について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を契機に、学校施設は子どもの学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の応急避難所としての役割を果たすため、その安全性の確保は極めて重要であると再認識されました。

本市でも、学校施設の耐震化は喫緊の課題として捉え、急ピッチで進めてきています。(平成25年度末の耐震化率は82.9%)

今後も学校統廃合の目標年度や統合後の学校施設のあり方を念頭に置きつつ、学校の耐震化を進めていく必要があります。

(2) 老朽化及び質的整備の状況

本市では、昭和50年代までに建設された学校が多く、約半数が建築後30年を経過しており、老朽化の問題が深刻になっています。今後、大規模改造事業など膨大な整備需要が発生することが考えられます。

一方で、教育内容、教育方法の進展、生活様式の多様化に合わせて、高機能かつ多機能な学習環境を備えていくことが必要になっており、環境への配慮、防犯対策、バリアフリー化、ICT環境の整備、温暖化に伴う普通教室へのエアコンの整備、トイレの洋式化など様々な課題に着実に対応していくことが必要になっています。

(3) 管理運営経費の状況

小学校の管理運営経費(教職員に係る人件費は除く。)の状況は、小学校では1校あたり平均約18百万円となっており、学校規模の大小に比べ、管理運営経費では大きな差異はありません。

しかしながら、小学校の児童一人当たりの経費で見ると一番低い学校では約40千円に対して、一番高い学校では357千円となり大きな開きがあります。

3 通学の状況について

(1) 通学区域

通学区域については、学校教育法施行令第5条第2項において、「市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校が2校以上ある場合においては、入学期日の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。」と規定しており、あらかじめ通学区域を定め、これを基に学校の指定が行われています。

本市では、通学区域を「魚津市立小中学校通学区域設定規則」（平成10年4月1日教育委員会規則第2号）で規定しています。

(2) 通学区域変更の基準

魚津市立小中学校通学区域設定規則に規定されている通学区域以外の学校へ就学する場合の認定基準として次のような要件（魚津市立小中学校通学区域変更許可要綱）があります。

① 身体的理由

心身の障害や疾患、長期通院等により、就学が困難な場合

② 学期途中での市内転居

③ 家庭的理由

保護者の勤務の関係により、登下校時に児童を保護する者が欠けるため、親族宅の通学区域へ就学する場合

④ 教育的理由

いじめ、不登校により指定校への就学が困難で、校長より副申がある場合

⑤ 地域的理由

通学区域境界線から概ね100メートル以内の通学に支障の無い区域に居住し、隣接する小学校へ就学を希望する場合

(3) 通学区域の状況

通学距離については、文部科学省が全国一律の基準として小学校は概ね4km以内、中学校ではおおむね6km以内と定めていますが、本市においては概ねこの範囲内の通学区域となっています。

スクールバスの運行については、松倉小学校、片貝小学校、吉島小学校、西部中学校、東部中学校の一部の地域で実施しています。

4 魚津市の目指す学校教育の姿

魚津の未来を切り拓く、人間として調和のとれた児童・生徒を育てる学校教育

魚津の未来を担う子どもたちを取り巻く環境は、社会の高度情報化、価値観の多様化、少子高齢化など複雑な様相を見せています。

このような社会情勢の中、本市の学校教育では、豊かな自然環境や教育資源などの地域性を生かした特色ある教育を創造し、知・徳・体の調和のとれた教育を進め、他人と協調しつつ自律的に社会生活を送ることができる子どもたちを育てることを目指します。

- (1) 基礎的・基本的な知識・技能の習得を図り、自ら学び自ら考える力のある子どもを育てます。

クラス替えによる新たな人間関係を通して、多様なものの見方や考え方に触れるとともに、他者と自分の考えを比較しながら思考の積み上げを図り、よりよく問題を解決するなど、自ら学び自ら考える力を育みます。また、児童・生徒の興味・関心を生かし、個に応じた指導の充実に努め、確かな学力の育成を図ります。

- (2) 心の教育を重視し、体験活動や人間的なふれあいを通して、豊かな人間性や社会性のある子どもを育てます。

様々な価値観や考え方をもち友達と触れ合うことにより、正義感や倫理観、他人を思いやる心などの豊かな人間性を育てます。また、郷土の伝統や文化を受け止め、継承・発展させるとともに、好ましい人間関係を基礎に、集団や社会の一員として主体的によりよい生活を築こうとする社会性の育成を図ります。

- (3) 心身の調和的な発達を図り、たくましく生きるための健康や体力を維持・向上できる子どもを育てます。

体育の授業や部活動、学校行事などにおいて、児童・生徒が互いに刺激し合い、切磋琢磨することにより、クラス全体や学年の活力や向上心を引き出すとともに、たくましく生きるための基礎的な体力の向上を図ります。また、基本的な生活習慣を確立させるとともに、望ましい食習慣など健康的な生活習慣の形成に努めます。

- (4) 特色ある教育を展開し、生きる力を育む開かれた教育活動を行う学校をつくります。

教員の配置数を確保することにより、指導体制を充実し、教員一人一人の学校経営への参加意欲を高め、地域の教育資源や伝統、学習環境を生かした特色ある学校づくりを進めます。また、教育の成果を積極的に公開するとともに、その評価を学校運営に反映するなど、開かれた学校づくりを進めます。

5 小学校の規模適正化に向けての基本方針

(1) 適正規模についての基本的な考え方

子どもたちは、学校での集団生活を通して、協調や対立、共感や反発などの多様な人間関係を体験し学ぶことで社会性や集団性を培い、成長を遂げていくものです。そのためには、様々な見方・考え方や経験を持っている友達との出会いが大切であり、互いに学び合い、高め合うなど切磋琢磨できる教育環境を整えることが重要です。また、教員と子どもの関係からみると、各学年に複数の学級があり、様々な個性をもつ多くの教員と触れ合うことができる環境は、子どもたちが持ち味やよさをより発揮し、潜在的な能力を伸ばしていくことにつながると考えられます。

学校がもつこうした役割を十分に発揮するためには、適正な児童・生徒数や学級数を確保し、活力ある学校づくりを目指すことが必要です。

① 児童生徒の教育環境の充実

- ・ 多様なものの見方や考え方をもつ児童生徒が出会い、学び合う中で、自分の考えや表現を深めたり広めたりできる学校規模であること。
- ・ クラス替えを通じて、新たな人間関係を生じ、多くの友達や教員と出会うことで、集団でのルールを学び、社会性や協調性を身につけ、心身ともにたくましく成長する学校規模であること。
- ・ 学級間の相互啓発がなされ、共に努力してよりよい集団を目指すことができる学級規模であること。
- ・ 学習や部活動、学校行事等において多様な選択肢を提供できる学校規模であること。

② 適切な学校運営

- ・ 教員間の協力体制や校務分掌、学年事務が無理なく分担できる教員配置が可能な学校規模であること。
- ・ 緊急時や学級運営上問題が生じた場合に適切な支援体制を組むことができ、同学年の教員同士で相談や研修ができ、互いに切磋琢磨していける学校規模であること。
- ・ 特別教室や体育館などの施設利用に制約を受けることなく、十分な活動が可能な学校規模であること。

(2) 学校の適正規模

本市の目指す学校教育の姿を実現するため、上記の適正規模についての基本的な考え方を踏まえ、本市における小学校の適正規模を次のとおりとします。

1校あたり12学級から18学級（1学年2から3学級）

(※ 中学校の適正規模は1校あたり12学級から18学級（1学年4から6学級）としますが、将来的にも適正規模を維持することが見込まれることから今計画では規模適正化の検討は行わないこととしました。)

6 小学校の規模適正化に向けた学校統廃合の枠組みと目標年度

地理的なつながりや学校配置のバランスを重視するとともに、中長期的な視野から統廃合の繰り返しを避けることと、過度の統合により大規模校化し、生徒指導上の新たな問題点が生じないことの両面を考慮して、現在の 12 小学校を東西の中学校区にそれぞれ 2 校の 4 校に統廃合することとします。

具体的には次の枠組みと目標年度を設定し、統廃合を進めます。

平成 28 年度 「片貝小学校、吉島小学校、西布施小学校」

平成 26 年度には、西布施小学校に加え、片貝小学校でも複式学級編成となることから早急な統廃合が必要になっています。吉島小学校は、校舎及び体育館の耐震性能を有するほか必要な学級数を確保できる施設規模を有することから統合校を現在の吉島小学校とします。

平成 30 年度 「大町小学校、村木小学校、上野方小学校、本江小学校」

大町小学校では、平成 30 年度から複式学級編成になることが予想され、村木小学校、上野方小学校も全学年単級の小規模校となっています。現在の本江小学校は地理的に 4 校の中心であることから統合校としますが、耐震化が必要な部分もあり、老朽化も著しいことから校舎を新築することとします。

平成 31 年度 「住吉小学校、上中島小学校、松倉小学校」

平成 28 年度から松倉小学校、平成 31 年度から上中島小学校が複式学級編成となることが予想され、住吉小学校も全学年単級の小規模校となっています。

学校教育審議会の答申を受け、新たな用地での学校建設も視野に十分に検討しましたが、新たな用地の確保に課題があることや財政面も考慮し、既存の学校の中で最も用地面積が大きく、児童数も多い住吉小学校を統合校とします。ただし、現校舎では統合後の教室数が不足することや、現校舎の老朽化も踏まえ、現在地で校舎を新築することとします。

平成 35 年度 「道下小学校、経田小学校」

道下小学校は改築後間もないことから、現在の道下小学校を統合校とします。経田小学校は学年によっては複数級あり、学級の人数も一定規模を有すること、道下小学校では当面適正な児童数が見込まれるため、統合後の規模等を考慮し、4 校の統合案の中では最後の実施とします。

なお、事情の変化や保護者並びに地域等からの要請があれば、1 年でも早い統合の実現に努めていきます。

また、統廃合に際しては、できる限り既存の学校や敷地を有効利用することとし、新たに新設する場合においても、今後の公共施設の利活用や維持管理等の財政面、或いは適切な用地取得の可能性の有無を十分に検討して決定していきます。

7 学校規模適正化を図るための基本的事項

学校の統合に先立っては、小規模校の児童に十分配慮し、交流会活動や関係校の教職員の連携を密にするなど、児童と保護者の不安を取り除くことが必要です。

また、これまで地域が小学校と連携して行っている各種行事や事業が、統合によって衰退しないよう、地域活性化に向けた活動にも配慮していきます。

(1) 統廃合前の事前交流の実施について

事前に宿泊学習や遠足などの学校行事を通じて、関係校同士の交流の機会を設け、子どもたちの新たな交流関係が円滑に広がっていくようにするとともに、保護者や教員、地域の方々も含めた交流が活発化するよう努めます。

(2) きめ細やかな教育の充実について

学校の統廃合によって、一定の教職員を確保することができることから、個々の子どもたちの理解や習熟の程度に応じたティーム・ティーチング（T・T）や少人数指導など、小規模校ならではの利点といわれるきめ細やかな教育を一層充実していきます。

(3) 校名、校歌、校章等について

学校統廃合を期に、全ての枠組みの統合校を新たな学校の開設と位置づけ、校名、校歌、校章については新規に制定することとします。

また、制服や体操服などについても原則として新規に指定しますが、保護者に過度の負担にならないよう、一定期間の継続使用等について配慮します。

(4) 通学手段について

小学校の統廃合により、新たな通学路の指定が必要になります。また、通学区域の拡大に伴う安全な通学方法の確保は、学校統廃合を進めるうえでの最も基本的な前提条件となります。

国は、通学距離を小学校は概ね4 km以内と定めていますが、本市では、距離だけではなく、児童の発達段階、体力面、地理的事情、降雪などの気象条件、交通等の安全確保などの観点からスクールバスの導入について総合的に検討していきますが、次の基準を目安に協議していきます。

通学距離が概ね3 km以内については原則徒歩による通学とします。

なお、通学距離が概ね3 kmに満たない場合であっても、通学路の安全確保や地理的な事情からスクールバスの必要性が非常に高いと考えられる場合は、例外的にその導入を検討します。

また、スクールバスの導入に際しては、市民バス等の地域交通インフラの活用も視野に検討していきます。

学校統廃合計画図式

